

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人南部町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月27日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得ていることを明らかにしておくこと。
- ・ 会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11)(規則第2条の15)</p>	<p>今後は評議員会議事録に議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>
2	<p>令和5年3月23日開催の令和4年度第3回の評議員会について、同日に開催された令和4年度第3回理事会で招集を決議する以前の令和5年3月2日付けで招集通知を発していた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前(中7日間)までに各評議員員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することが可能であるが、この場合、同意書などの同意の事実があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である旨申し添える。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、第182条及び第183条)(規則第2条の12)</p>	<p>今後は評議員会の日の1週間前までに各評議員員に対して、評議員会の場所、日時、評議員会の目的等を理事会で決議の上、招集の通知をする。</p>
3	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないこと</p>	<p>今後は理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、在任監事の過半数の同意を得て、同意書または理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておく。</p>

	<p>から、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 (法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	
4	<p>会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、3か月に1回報告していなかった。</p> <p>ついては、会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。 (法第45条の16第3項) (定款第21条第4項)</p>	<p>今後は3か月に1回以上理事会を開催し、会長は自己の職務の執行状況を理事会に報告する。</p>